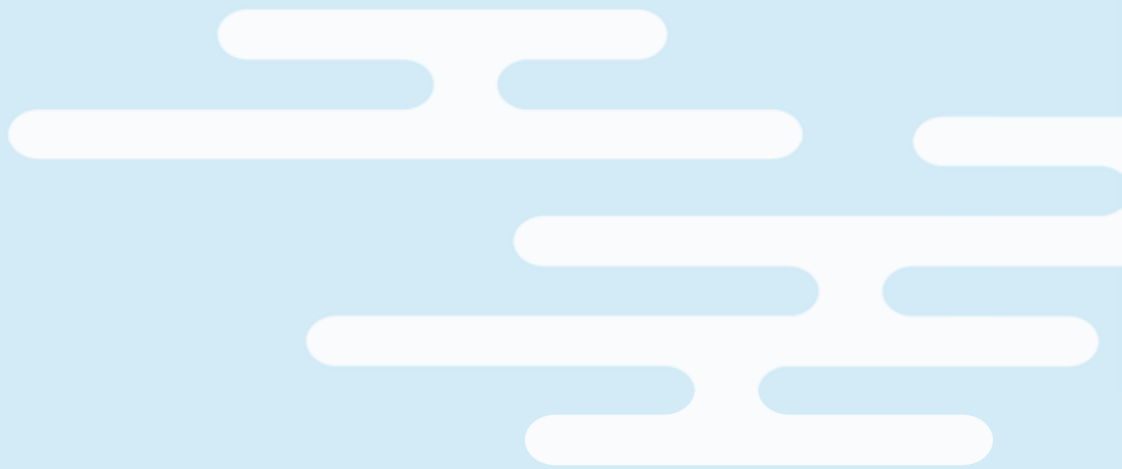




第 3 章

史跡由義寺跡の本質的価値

第1節 史跡由義寺跡の本質的価値

第2節 史跡を構成する要素の特定



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



第1節 史跡由義寺跡の本質的価値

史跡由義寺跡を適切に保存し、次世代に確実に伝えるべき、本質的価値を明確にするため、史跡指定にあたっての国の文化審議会による由義寺の評価（第2章第2節（1）参照）を踏まえ、整理する。

①称徳天皇・道鏡ゆかりの寺院

正史である『続日本紀』において、奈良時代後半に由義宮を中心とした西京の整備に伴い、称徳天皇が塔を建立したと記された由義寺は、くわしい場所や内容などわかっていなかった。長らく幻の寺であったが、発掘調査によって初めてその存在が明らかになった。

由義寺は、称徳天皇とともに仏教を中心とした政治を担った道鏡の出自氏族である弓削氏の本拠地にあった弓削寺を、官営寺院として塔を建立するなど伽藍の整備を行ったものと考えられ、奈良時代を象徴する寺院のひとつである。

由義寺の動向から、奈良時代後半における政治・社会情勢が理解できるもので、仏教文化に彩られた奈良時代のわが国の歴史を明らかにする上で重要な遺跡である。

②官営寺院にふさわしい遺跡（遺構・遺物）

史跡指定の核となる遺跡は、一辺約20mの大規模な塔の基壇を中心とする遺構と、その周囲で出土した大量の瓦を中心とする遺物である。

基壇は、版築工法や掘込地業でつくられた強固なもので、寺院造営の具体的な技術が理解できる。建物の上部構造は明らかでないが、基壇の規模は、諸国に建てられた国分寺の七重塔をしのぎ、平城京に建立された大安寺の七重塔に匹敵するものである。

使用された瓦は、多くが奈良時代後半に比定され、東大寺や興福寺で使われた瓦と同系統のものが大半を占めている。河内職や摂津職だけでなく、平城京（中央）の造寺体制を集結して建立が進められたことを示唆するもので、塔の建立に国家があたったことがわかる。

③西京の全体像を考える起点となる遺跡

弓削の地において、西京は由義宮と由義寺の整備を中心として計画されていた。しかし、その場所や内容等は明らかになっていなかった。

塔基壇の発見により、由義寺の塔の存在を明らかにできた。将来、塔だけでなく、その他の寺院に関連する遺跡（遺構・遺物）が明らかになることにより、由義寺の寺域全体の解明が期待される。

由義寺を含めた西京の全体像を考える端緒となると同時に、仏教と政治が密接に関連した都（仏都）のあり方を考える貴重な材料になる。



第2節 史跡を構成する要素の特定

由義寺は、第1章第2節(2)で定義したように、史跡指定地である「史跡由義寺跡」と、寺域が広がると考えられる史跡指定地外の「由義寺関連遺跡群（周知の埋蔵文化財包蔵地：東弓削遺跡・弓削寺跡の一部）」で構成される。

ここではまず、史跡由義寺跡を次世代へと確実に継承していくため、「Ⅰ.本質的価値を構成する要素」を定める。そして、本質的価値を構成する要素ではないが「Ⅱ. 保存活用するために必要な要素」と、それ以外の「Ⅲ. その他の要素」に分類し、具体的な内容を把握する。

そして、由義寺を中心として由義宮を含む遺跡が広がると考えられる史跡指定地外の「由義寺関連遺跡群」を「Ⅳ. 指定地の周辺地域を構成する要素」として分類する。以降、Ⅰ～Ⅳの概要について記載する。

表 3-1 由義寺を構成する要素

由義寺 を構成する 要素	史跡由義寺跡 (史跡指定地)	Ⅰ. 本質的価値を構成する要素 ・ 由義寺に関する地下に存する遺構及び遺物（「地下の遺構・遺物」） ・ 出土遺物：瓦・土器・金属製品等
		Ⅱ. 保存活用するために必要な要素 ①保存管理に必要な要素 ②本質的価値を伝えるために必要な要素
		Ⅲ. その他の要素 ・ 本質的価値に直接かかわらない要素
	由義寺関連遺跡群 (周知の埋蔵文化財包蔵地：東弓削遺跡・弓削寺跡の一部)	Ⅳ. 指定地の周辺地域を構成する要素 ・ 由義寺を中心として由義宮を含む遺跡

(1) 「Ⅰ. 本質的価値を構成する要素」の概要

史跡由義寺跡の本質的価値は、古代寺院として奈良時代後半に建立された由義寺に関するもので、寺院が廃絶したのち、関連する遺構等は地表上に存在しておらず、現状では寺院を構成する施設として塔基壇のみを確認している。

将来的には塔基壇以外の遺構を確認できる可能性があり、盛土が行われた史跡指定地においては、史跡由義寺跡の本質的価値を構成する要素は、塔基壇を中心とした地下に存する遺構と遺構等に伴う遺物（以下「地下の遺構・遺物」という。）となる。

なお、塔基壇の遺構や遺物についての評価等については第2章第2節(1)及び本章第1節を参照いただきたい。

瓦や金属製品等の出土遺物についても、塔建立のあり方を示し、今後、他の由義寺を構成する建物の性格、さらに官営寺院としての性格を明らかにできるものとして、史跡の本質的価値を構成する上で重要な要素と位置づける。

(2) 「II. 保存活用するために必要な要素」の概要

史跡由義寺跡では、本質的価値を構成する地下の遺構・遺物を保存するため、史跡指定後の令和元年（2019）に盛土等の仮整備が行われた。地下の遺構・遺物を覆った盛土表面には、史跡由義寺跡の本質的価値を象徴する塔基壇の位置を示すため、基壇の大きさを復元した盛土を成形して表示している。

合わせて、本質的価値を構成する要素ではないが、保存活用するために必要な要素を設置している。これら保存活用するために必要な要素は、それらが有する機能から「①保存管理に必要な要素」と「②本質的価値を伝えるために必要な要素」に分けることができる。

いずれも八尾市が管理するものである。今後実施される史跡由義寺跡の本格的な史跡整備によっては、撤去や移設、新設を検討する必要がある。

保存活用するために必要な要素についての概要は下記のとおりである。

表 3-2 保存活用するために必要な要素

保存活用するために必要な要素	①保存管理に必要な要素	1) 管理用通路 2) 雨水排水路 3) フェンス 4) 土地境界標 5) 車止め
	②本質的価値を伝えるために必要な要素	1) 史跡標識 2) 史跡説明板 3) 史跡案内板 4) 基壇表示盛土

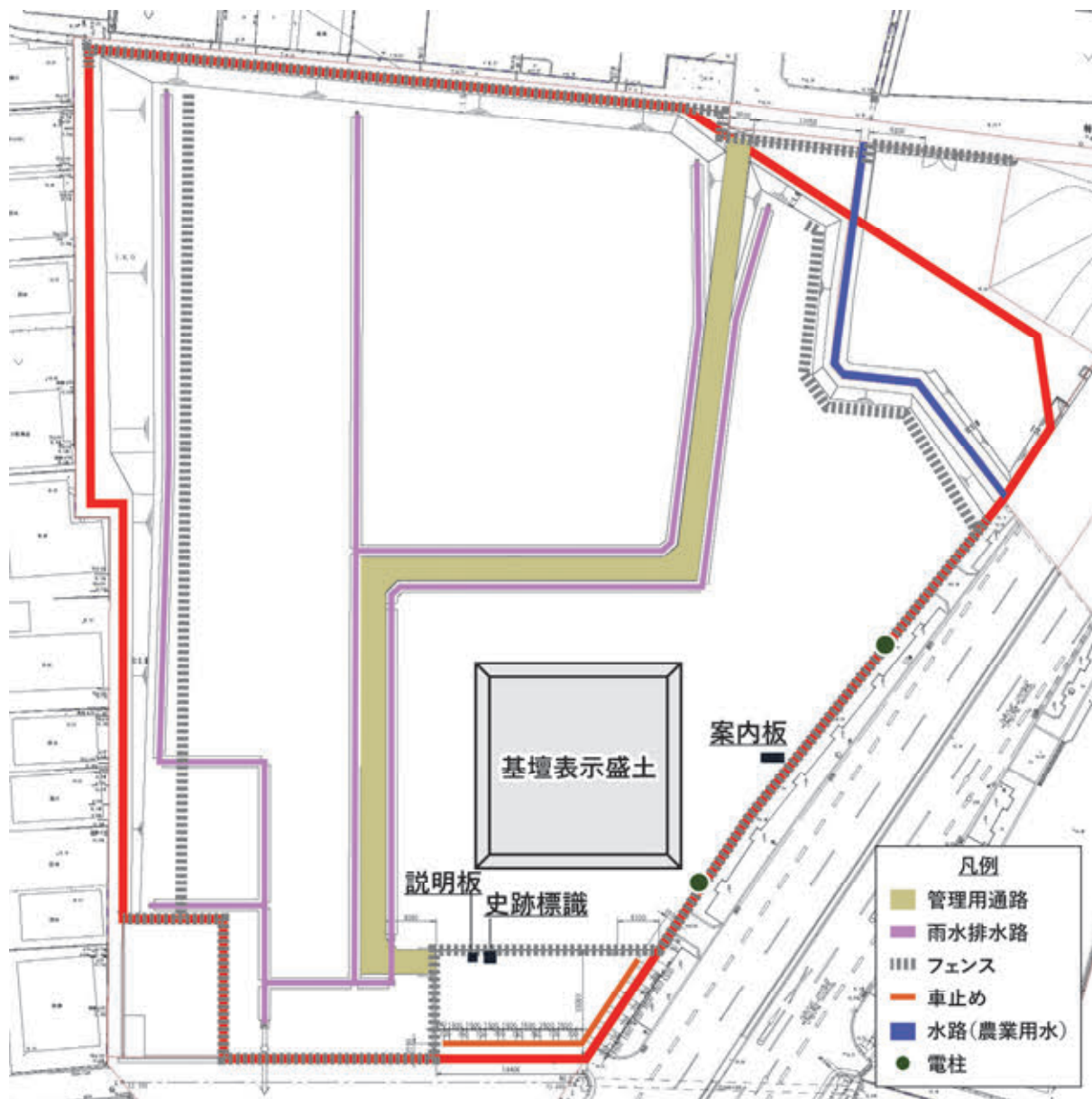


図 3-1 史跡を構成する諸要素

①保存管理に必要な要素

1)管理用通路

史跡の日常管理（除草等）のため、管理用車両等が使用する仮設通路である。道路幅員は3.0mで、雨水浸透施設を兼ねた透水性アスファルトコンクリートのカラー舗装である。将来の史跡整備で撤去について検討を要するものである。

2)雨水排水路

仮整備前は雨水が排出されにくい場所であったため、地下の遺構・遺物等を保護するために設置された雨水排水施設である。浸透性側溝であり、側面（盛土内）からも一部の雨水を地盤内に浸透させることで排水処理を無理なくできる。

3)フェンス

フェンスには、史跡指定地の範囲とその外側との境界を示し、史跡指定地への侵入防止のための高さ1.8mの境界用のフェンス、史跡指定地内を流れる水路への高さ1.2mの転落防止用のフェンス、さらに塔基壇の南側に視界を遮らないよう見学に配慮した透明の亚克力板を張った見学用のフェンスを設置している。

4)土地境界標

史跡指定地の範囲にある土地の境界を明示するために設置されたものである。なお、史跡名勝天然記念物標識等に規定される境界標ではないため、設置替え等を検討する。

5)車止め

現状の見学区域に車の侵入を防ぐための設備である。

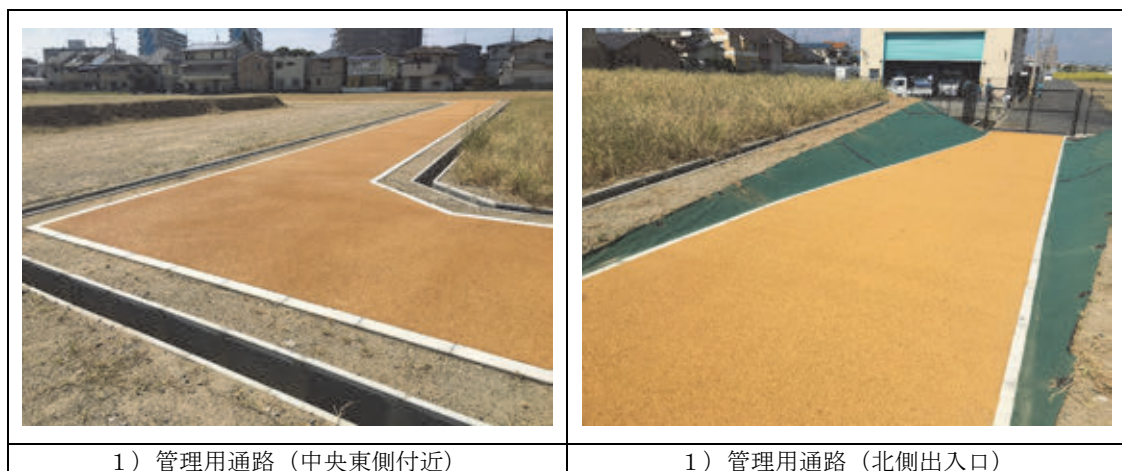


図3-2 保存管理に必要な要素(1)



図 3-3 保存管理に必要な要素(2)

②本質的価値を伝えるために必要な要素

1)史跡標識

史跡由義寺跡の名称と指定年月日、史跡の概要を明記した石製の標識である。

2)史跡説明板

史跡由義寺跡についての概要を説明するための施設である。

3)史跡案内板

史跡由義寺跡の存在を隣接する大阪外環状線を通行する自動車等に認知してもらうための施設である。将来、撤去、代替施設の設置等を検討する。

4)基壇表示盛土

由義寺を象徴する塔基壇の位置を示すために、復元長一辺約 20mの大きさで盛土成形により表示している。暫定的な整備であり、将来の本格的な史跡整備において、第8章で検討しているように、その整備方法等を検討した上で、再整備を行う。

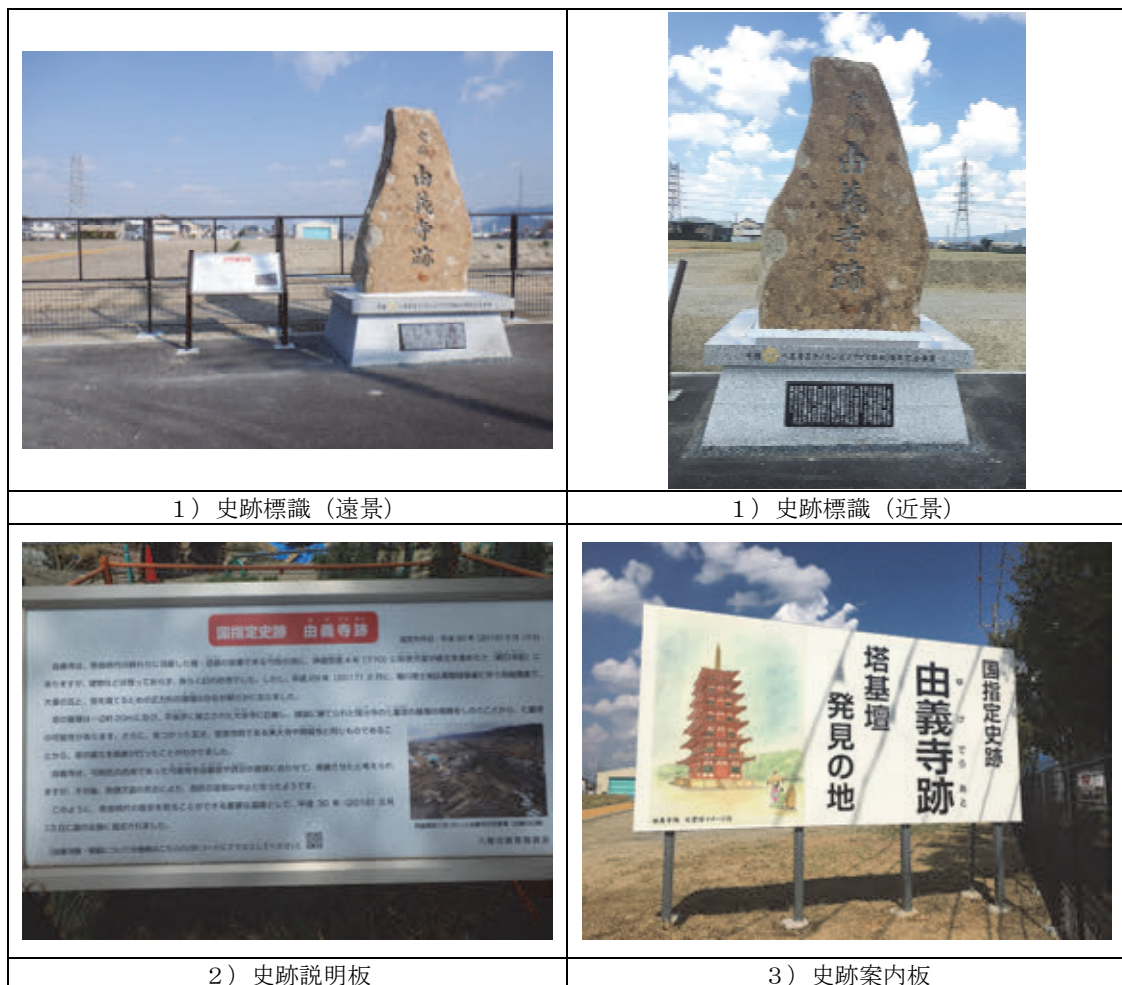


図3-4 本質的価値を伝えるために必要な要素(1)



図 3-5 本質的価値を伝えるために必要な要素 (2)

(3)「Ⅲ. その他の要素」の概要

史跡指定地内には、史跡指定前から存在していた施設や工作物等がある。いずれも八尾市が管理しているものであるが、将来実施される史跡整備によって撤去や移設を検討する必要がある。

史跡指定地内のその他の要素については下記のとおりである。

1)水路(農業用水)

史跡指定以前からある農業用の水路である。現在も使用されており、八尾市及び地域の水利権者が管理している。

2)電柱

史跡指定以前から設置されている周辺の電力供給用の2本の電柱である。



図 3-6 指定地内のその他の要素

(4) 「Ⅳ. 指定地の周辺地域を構成する要素」の概要

史跡由義寺跡は、由義寺を構成する建物の一つである塔基壇の確認のみにとどまっているが、本質的価値で示したように、将来の発掘調査によって由義寺や由義宮に関する新たな遺構が史跡指定地の周辺地域で発見される可能性が高い。

史跡指定地の北側には「堂ノ後」など寺に関係するような小字名が残っている。これまでの研究では、これらの寺院や宮の存在を想定できるような小字名や、田畑の中に残る弁天塚をはじめとするいくつかの土壇状の高まりの存在を中心として、由義寺や由義宮の考証が行われてきた。

そして、区画整理事業に伴う発掘調査では、塔基壇に加え、周辺地域で奈良時代の掘立柱建物や井戸、溝などの遺構（第2章第2節（3）参照）が確認されており、由義宮の範囲、さらに宮に関連する遺跡の存在が明らかになってきている。ようやく西京の全体像を知ることができる成果をあげつつある。

そのため、史跡指定地の北側を中心とした周知の埋蔵文化財包蔵地である東弓削遺跡及び弓削寺跡に広がっていると考えられる由義寺に関連する遺構と由義宮を含めた由義寺関連遺跡群を、将来保存を考慮すべき「指定地の周辺地域を構成する要素」とする。



図3-7 史跡由義寺跡北方の現況（北から）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章